

花巻市次世代育成支援行動計画

21 イーハトーフ花巻子育てプラン

岩手県 花巻市

目 次

序章 花巻市次世代育成支援行動計画の基本的な考え方

計画策定の趣旨	1
計画の性格	1
計画の期間と見直し	2

第1章 総 論

第1 子どもを取り巻く環境の変化	
1 人口構成の推移	3
2 就学前児童数の推移	4
3 出生数・合計特殊出生率の推移	5
4 児童数の推計	6
第2 就労状況	
1 労働力状況及び男女別人口（15歳以上）	7
2 産業別就業者数の推移	7
3 就業継続の普及	9
第3 家庭環境の変化	
1 核家族化の進行	10
2 要保育児童数の推移	10
3 子育ての悩み	11
4 家庭教育学級	11
第4 子どもの健康と遊び	
1 母子保健	12
2 学校保健	12
3 障害児早期療育事業	12
4 子どもの遊び場	13
5 子どもの体験活動	13
6 子どもの健全育成	13
第5 子育て支援施設等の現状と課題	
1 就学前児童の状況	14
2 保育所等の状況	14
3 幼稚園の状況	17
4 地域子育て支援の状況	17
5 放課後学童クラブの状況	18

第6	家庭・学校・地域における子育ての支援	
1	家庭における子育てへの支援	19
2	学校教育	19
3	地域の子育て支援	20
第7	基本理念と施策の体系	
1	基本理念	21
2	基本目標	21
	(1) 子どもが健やかに育っていける環境づくり	
	(2) 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	
	(3) 家庭や子育てを社会全体で支えていく環境づくり	
3	施策の体系	23

第2章 各論

第1 基本施策

地域における子育ての支援

1	地域における子育て支援サービスの充実	24
2	保育所におけるサービスの充実	25
3	幼稚園における支援の充実	25
4	子育て支援のネットワークづくり	26
5	児童の健全育成	26
6	経済的負担の軽減	27

母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進

1	子どもや母親の健康の確保	28
2	小児医療の充実	28
3	食育の推進	28
4	思春期保健対策の充実	29

親の育成と子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1	次代の親の育成	30
2	子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備	30
3	家庭や地域の教育力の向上	31
4	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	31

子育てを支援する生活環境の整備

1	良質な住宅の確保	32
2	安全な生活環境の確保	32
3	安全な道路交通環境の整備	32
4	安心して外出できる環境の整備	32

5 安全・安心なまちづくりの推進	33
------------------	----

職業生活と家庭生活との両立の推進

1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	34
2 仕事と子育ての両立の推進	34

子どもの安全の確保

1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	35
2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	35
3 被害に遭った子どもの保護の推進	35

要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

1 児童虐待防止対策の充実	36
2 母子家庭等ひとり親の自立支援の推進	36
3 障害児療育事業の充実	36

第2 施策の体系及び主要事業

1 施策の体系	38
2 主要事業	41

第3章 計画の推進

第1 計画推進のための各主体の役割

1 家庭の役割	50
2 地域の役割	50
3 学校の役割	51
4 事業所等の役割	51
5 行政の役割	51

第2 計画推進体制

1 市の推進体制	52
2 住民と行政が一体となった推進体制	52

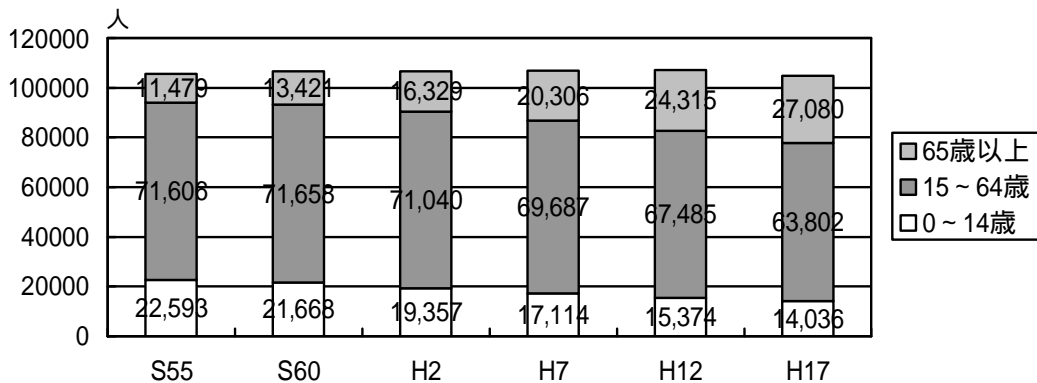
第1章 総論

第1 子どもを取り巻く環境の変化

1 人口構成の推移

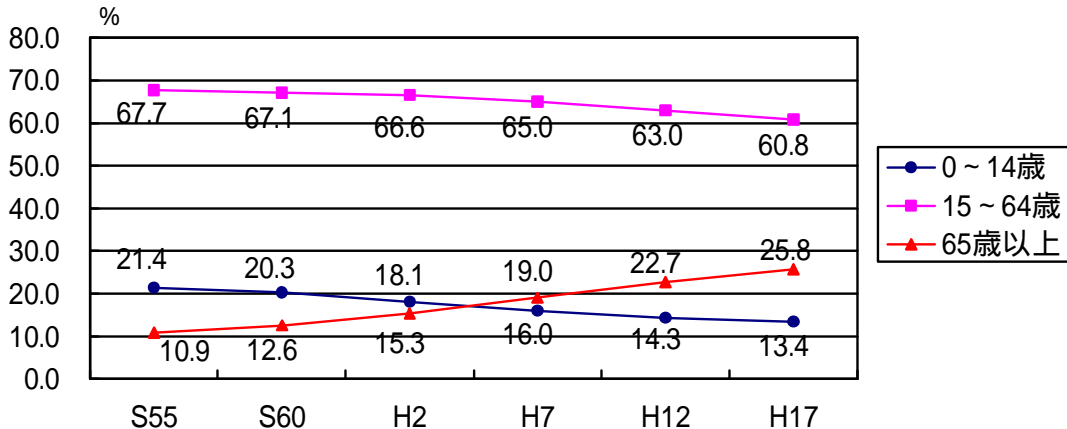
国勢調査によると、昭和55年の花巻市の人口構成を年齢層別に年少人口（0歳から14歳まで）、生産年齢人口（15歳から64歳まで）、高齢人口（65歳以上）の3階層に分けてみると、年少人口が22,593人（21.4%）、生産年齢人口が71,606人（67.7%）、高齢人口が11,479人（10.9%）でしたが、これを平成17年の人口構成と比較すると、年少人口は8,557人減少（8ポイントの減少）し、逆に高齢人口では15,601人増加（14.9ポイントの増加）となっており、少子高齢化が顕著に現れています。

花巻市の人口構成の推移(人数)



国勢調査（各年10月1日現在）

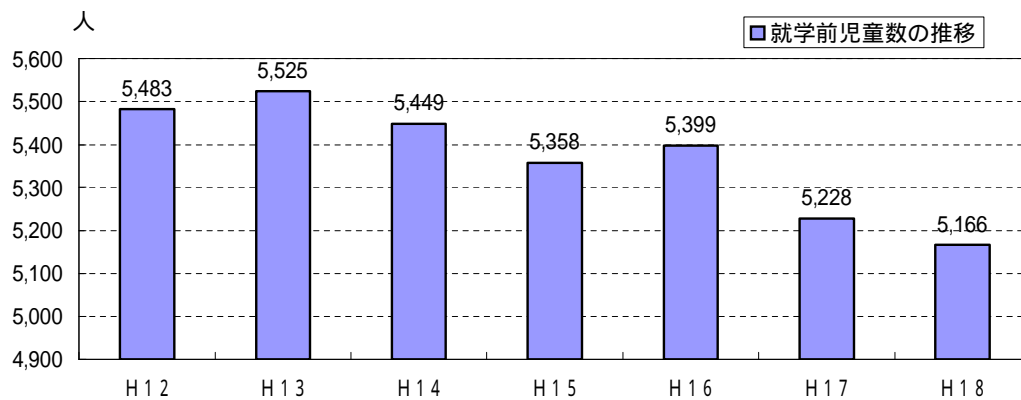
花巻市の人口構成の推移(割合)



国勢調査（各年10月1日現在）

2 就学前児童数の推移

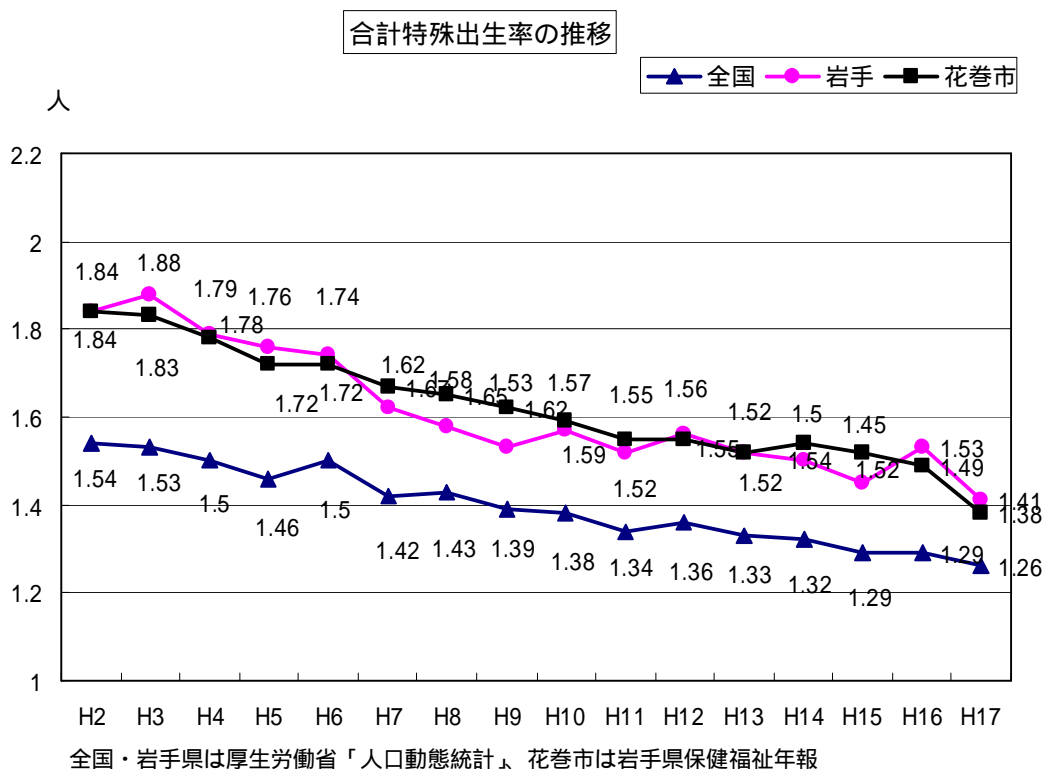
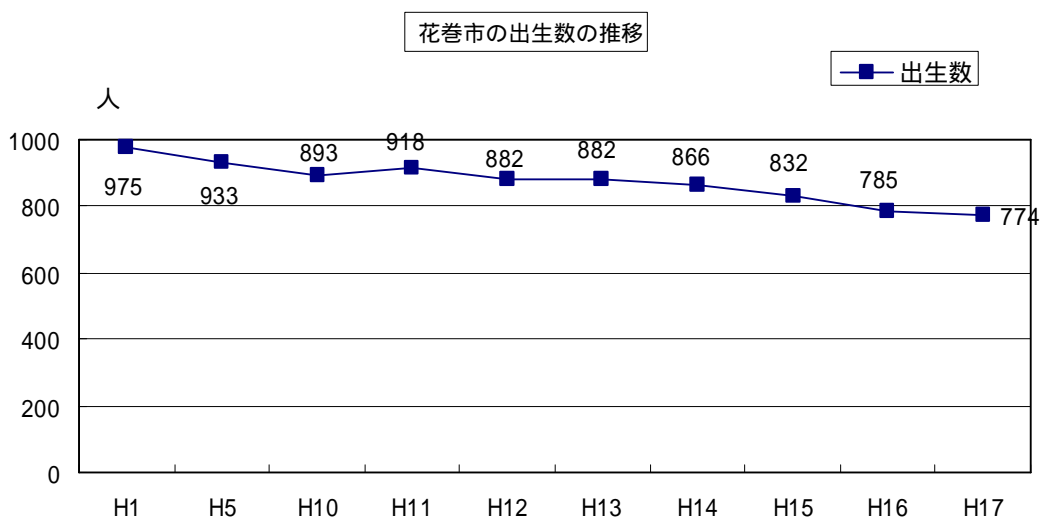
0歳から5歳まで（就学前）の児童数は平成12年から平成18年までの6年間で317人減少しています。（5.8ポイント減）



岩手県保健福祉年報

3 出生数・合計特殊出生率の推移

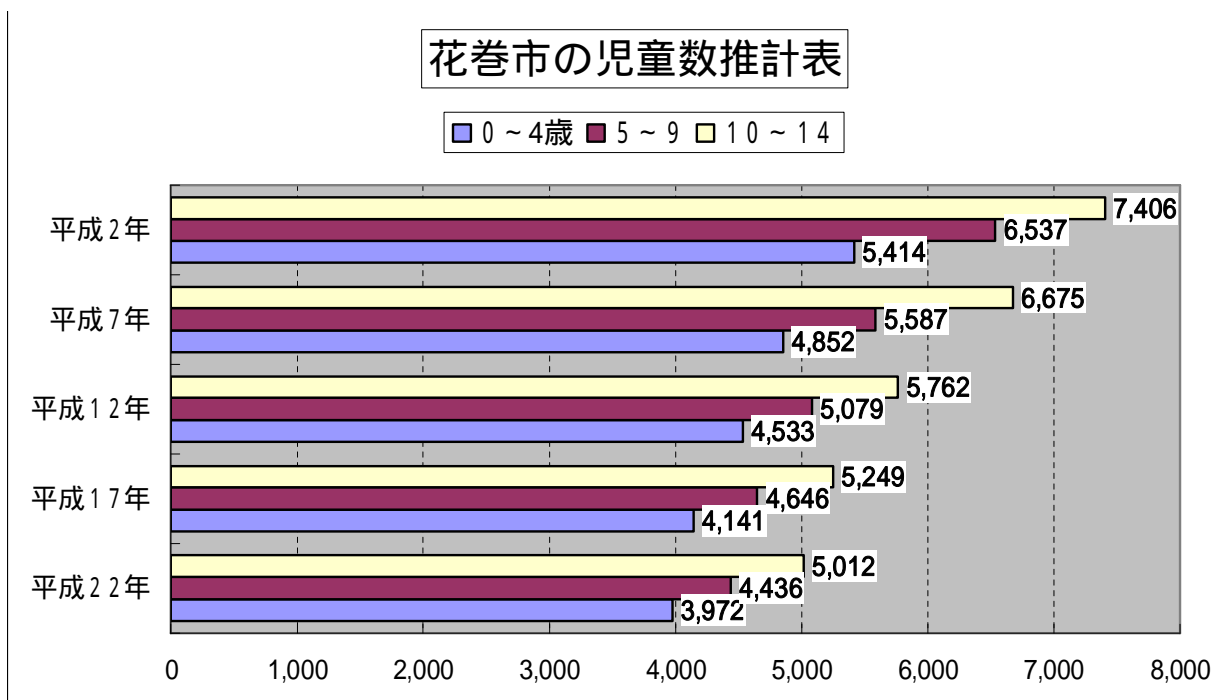
出生数については、平成元年では975人、平成17年では774人です。また、1人の女性が生涯に産むと推定される子どもの平均人数を示す合計特殊出生率は、平成17年は本市で1.38、岩手県では1.41であり、全国の1.26と比較すると高い数値となっていますが、人口維持が可能とされる2.08を大幅に下回っています。



4 児童数の推計

今後の児童数を推計してみると、減少率は少ないものの、依然として減少が続くものと思われます。

しかし、核家族化の進行や女性の社会進出の増大などの要因により、要保育児童数の比率は増えるものと予想されます。



平成2年～平成17年は国勢調査（各年10月1日現在）



第2 就労状況

1 労働力状態および男女別人口（15才以上）

平成17年10月1日現在

区 分	男 性	女 性	計
15才以上人口 総 数	42,722	48,160	90,882
労働力人口 総 数	31,631	25,379	57,010
就 業 者	29,531	24,241	53,772
完全失業者	2,100	1,138	3,238
非労働力人口 総 数	10,704	22,589	33,293

総数には労働力状態「不詳」を含む。 資料：総務省統計局「国勢調査報告（岩手県）」

2 産業別就業者数の推移

産業別の就業者の構成(図1-1・2)を男女別で見ると、女性は、卸小売・飲食業、サービス業等の第3次産業で就業率が高いことがわかります。男性の50.6%に対して、女性は64.8%と14.2ポイント高い数値を示しております。全体の変化をみると、第3次産業では、平成12年からの5年間で57.6%から64.8%へ、4.8ポイント増加している一方、第2次産業では31.3%から27.5%へ3.8ポイント減少しています。結果、5年間の男女別の推移では、女性の第3次産業への就業率の伸びが一番大きく、全体の産業別では、第3次産業の就業率の伸びが大きいことがわかります。

図 1 - 1 産業別就業者の構成(比率)

(人数)

女	第 3 次産業	57.6%	14,992 人
	第 2 次産業	23.7	6,181 人
	第 1 次産業	18.7	4,871 人
計			26,044 人

男	第 3 次産業	47.9	15,159 人
	第 2 次産業	37.4	11,859 人
	第 1 次産業	14.7	4,660 人
計			31,678 人

全 体	第 3 次産業	52.2	30,151 人
	第 2 次産業	31.3	18,040 人
	第 1 次産業	16.5	9,531 人
合計			57,722 人

(平成 12 年国勢調査)

図 1 - 2 産業別就業者の構成(比率)

(人数)

女	第 3 次産業	64.8%	15,643 人
	第 2 次産業	18.6	4,486 人
	第 1 次産業	16.6	4,004 人
計			24,133 人

男	第 3 次産業	50.6	14,858 人
	第 2 次産業	34.8	10,221 人
	第 1 次産業	14.6	4,304 人
計			29,383 人

全 体	第 3 次産業	57.0	30,501 人
	第 2 次産業	27.5	14,707 人
	第 1 次産業	15.5	8,308 人
合計			53,516 人

(平成 17 年国勢調査)

3 就業継続の普及

就業継続のための制度としては、育児休業制度と介護休業制度があります。

育児休業制度は、1歳未満児を養育する就労者が一定期間職業生活と家庭生活の両立を支援するための制度です。介護休業制度は、仕事を辞めることなく家族等の介護のために一定期間休業できる制度ですが法改正により、休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の期間雇用者も育児休業がとれるようになりました。また、一定の場合、1歳6ヶ月に達するまで育児休業ができるようになりました。さらに、介護しながら働きやすいよう、短時間勤務制度やフレックスタイム制の導入など、より一層の環境整備が必要です。

しかし、これら諸制度があっても実際の取得は難しいものと考えられることから、就業規定の整備やその実施について各事業所の理解を求めていく必要があります。

育児休業給付金制度の導入状況

項目・業種区分	建設業	製造業	運輸・通信業	卸小売・飲食業	金融・保険業	サービス業	総計
導入している	3	13	0	8	1	6	31 (8%)
導入していない	35	19	1	16	1	11	83 (21%)
該当者なし	48	55	16	80	2	50	251 (64%)
回答なし	14	10	0	1	0	3	28 (7%)
合計	100	97	17	105	4	70	393

育児休業の給付金制度導入を必要としない事業所が251事業所64%ある。

介護休業給付金制度の導入状況

項目・業種区分	建設業	製造業	運輸・通信業	卸小売・飲食業	金融・保険業	サービス業	総計
導入している	0	4	0	3	0	2	9 (2%)
導入していない	17	19	4	15	1	10	66 (17%)
該当者なし	78	67	13	86	3	53	300 (76%)
回答なし	5	7	0	1	0	5	18 (5%)
合計	100	97	17	105	4	70	393

介護休業の給付金制度導入を必要としない事業所が300事業所76%ある。

「労働関係実態調査」(商工課内、花巻市人材確保センター平成12年3月)

第3 家庭環境の変化

1 核家族化の進行

本市における平成17年の国勢調査の1世帯当たりの世帯員数は、3.14人となっており、昭和60年の国勢調査と比較すると、0.59人減少しています。こうした小家族化は、高齢化に伴う単独世帯の増加と関係していると思われます。他方、全体として家族の規模が小さくなりつつあることも確かです。

人口と世帯の推移 単位：世帯・人

区分	世帯	人口	世帯員数
昭和60年	28,608	106,747	3.73
平成2年	29,784	106,726	3.58
平成7年	31,722	107,112	3.38
平成12年	33,100	107,175	3.24
平成17年	33,451	105,028	3.14

国勢調査（各年10月1日現在）

参考：婚姻件数と離婚件数の推移

区分	H11年	12年	13年	14年	15年	16年	11年比
婚姻	501	556	548	531	493	487	97.2%
離婚	142	171	179	201	152	221	155.6%

2 要保育児童数の推移

要保育児童については、平成18年度の要保育率が、平成12年度に比べ7.2ポイント上昇しています。

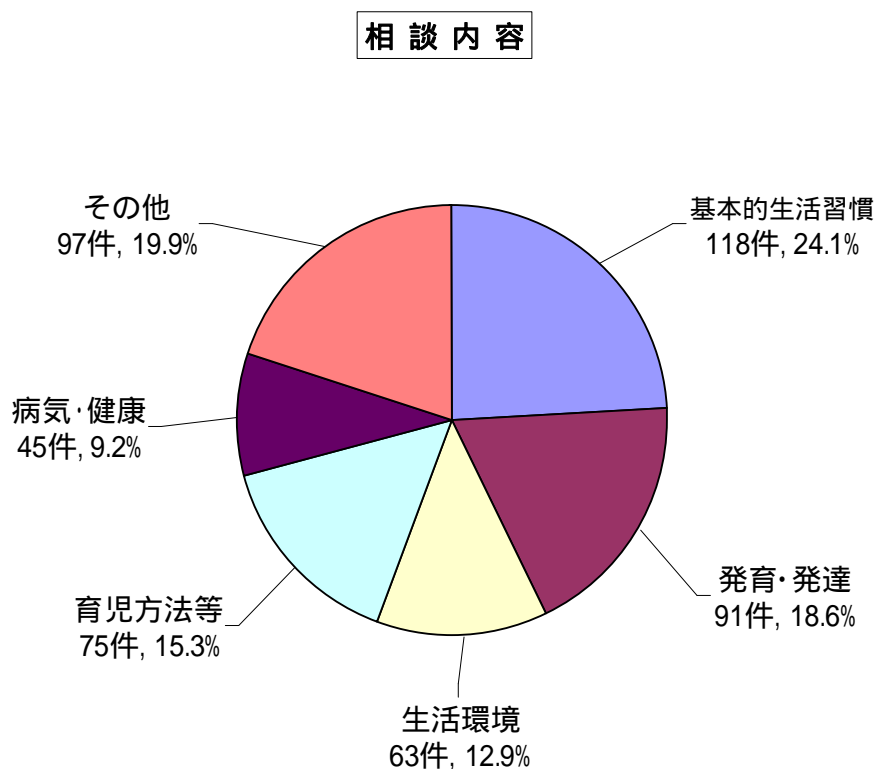
要保育児童数 単位：人・%

区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
対象児童数	5,483	5,525	5,449	5,358	5,399	5,228	5,166
要保育児童数	1,810	1,803	1,926	1,964	2,088	2,084	2,078
要保育率	33.0	32.6	35.3	36.7	39.1	39.9	40.2

各年度5月1日現在

3 子育ての悩み

平成17年度に子育て支援センターに寄せられた相談の内容は、基本的な生活習慣に関する相談(24.1%)、子どもの発育・発達に関する相談(18.6%)、育児方法等に関する相談(15.3%)が高い割合をしめています。



4 家庭教育学級

幼稚園児や保育園児及び小中学生とその親を対象として、子育ての学習機会や様々な情報を提供すると共に、親子の交流を図り、家庭教育を推進するため、現代家庭教育講座を開催しています。平成17年度は市内48カ所で開催しました。

第4 子どもの健康と遊び

1 母子保健

本市の母子保健は、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つために、ライフステージを踏まえたうえで、周産期から乳幼児期・思春期までを一貫した体系のもとで推進してきました。

近年、育児に不安を持つ母親や、母子の健康管理のむずかしい事例が多くなっており、従来にもまして、母子の健康状態の把握、さらには適切な情報提供、知識の普及が求められています。このことから、保健・福祉・医療・教育が連携し、心と身体の健康相談・指導の充実、地域活動組織を育成・支援することが課題となっています。

乳児死亡率の年次推移

出生千対(‰)

区分	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年
全国	3.6	3.4	3.2	3.1	3.0	3.0	2.8
岩手県	3.1	3.3	2.3	2.4	3.9	2.9	2.6
花巻市	4.5	4.4	2.3	1.1	5.8	4.8	1.3

岩手県保健福祉年報

2 学校保健

近年の社会の変化により、家庭、学校、社会のいずれにおいても児童はストレスにさらされやすい状況がもたらされ、精神的負担が増大しており、児童の心身両面の健全な発達に深刻な影響を与えています。また、食生活の変化に伴い、肥満傾向や高血圧、動脈硬化など、生活習慣病といわれる疾病等が増加し、さらに多様化する傾向にあります。

今後は、家庭との連携を密にし、健康に対する基礎的・基本的な知識を児童に理解させる健康教育を充実することが課題です。

3 障害児早期療育事業

本市では障害児早期療育事業として、心身の発達の遅れや障害がみられる幼児を早期に見し、健全な発達を促すため、こども発達相談センターにおいて、発達相談や、親子教室、ことばの教室などを実施しています。

4 子どもの遊び場

本市には、現在子どもの遊び場として児童遊園や運動公園、街区公園などがあります。

しかし、子どもの遊び場としての公園数は、十分といえない状況です。今後は、公園の整備はもちろんのこと、親と子が安全で、少々冒険できるような、自然を生かした空間を設けることが課題です。

5 子どもの体験活動

(1)地域活動の事業

小学校、中学校単位で「ふれあい交流事業」を実施し、福祉施設等での世代間交流や、郷土芸能の伝承活動などの機会を提供しています。また、「ボランティア活動推進事業」では、養護施設や、老人施設等での体験ボランティア活動を推進しています。

(2)スポーツ少年団活動

本市のスポーツ少年団は、97団体、登録人員(指導者含み)3,034人で野球、剣道、サッカーなどの種目があります。スポーツを通じて個々の可能性や集団の中での積極性を養うため、今後もこの活動を奨励していきます。

(3)芸術・文化の鑑賞機会

子どもが情緒豊かに成長するために、「芸術・文化活動支援事業」として優れた演劇や音楽鑑賞等の機会を提供しています。

6 子どもの健全育成

本市の非行少年等の補導件数は、ここ2、3年減少傾向にありますが、非行も低年齢化や潜在化、悪質・巧妙化の傾向にあり、依然として憂慮される状況にあります。

本市では、このような少年非行に対処するため「少年センター」を設置し、関係機関・団体等との連携により、街頭補導や、キャンペーン事業を実施し、非行の防止・保護の徹底に努めておりますが、子ども自身のモラルの向上、家庭・地域における非行防止のさらなる取組み等、子どもを取り巻く環境の浄化が必要と思われれます。

また、児童虐待やDV(配偶者の暴力)が大きな社会問題となっていることから、児童も含めた少年を取り巻く社会環境に適切に対応するため、児童の健全育成に関する相談・指導等の徹底を図るとともに、家庭、学校、地域社会の連携による大きな取組が必要です。

第5 子育て支援施設等の現状と課題

1 就学前児童の状況

花巻市の平成18年度の就学前児童5,166人の内、保育所に入所している児童が2,078人、幼稚園入園児童が1,015人また、事業所内保育施設4ヶ所と認可外保育施設5ヶ所の入所児童は270人で、何らかの形で施設に入所している児童は3,363人となっています。

また、下表からもわかるように、就学前児童数は年々減少しているものの、要保育率が増加し、在家庭児童が減少しています。

就学前児童数及び保育所・幼稚園入園数の推移

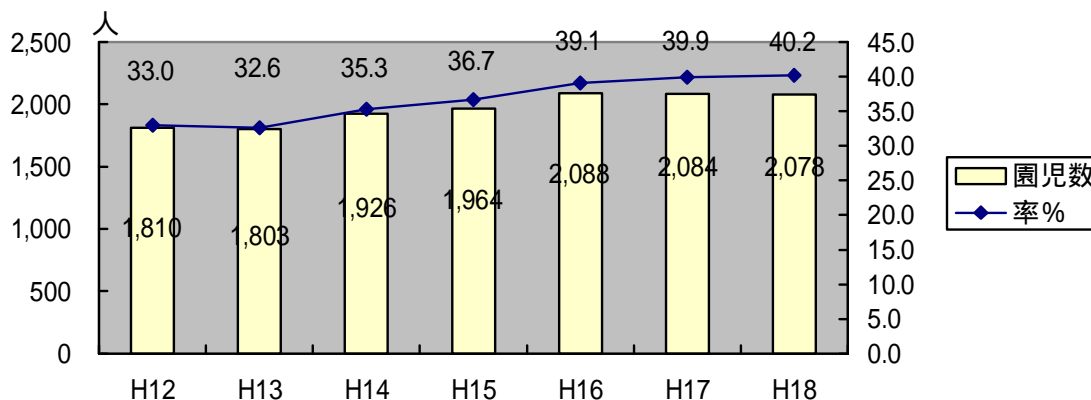
年 度	人 口	就学前 児童数	保 育 所			幼 稚 園			合 計	
			園 数	園児数	率%	園 数	園児数	率%	園児数	率%
平成12	107,619	5,483	37	1,810	33.0	9	1,170	21.3	2,980	54.3
13	107,823	5,525	38	1,803	32.6	9	1,059	19.2	2,862	51.8
14	107,526	5,449	40	1,926	35.3	9	1,100	20.2	3,026	55.5
15	107,140	5,358	40	1,964	36.7	9	976	18.2	2,940	54.9
16	106,844	5,399	41	2,088	39.1	9	1,097	20.3	3,145	58.3
17	106,236	5,228	39	2,084	39.9	9	1,057	20.2	3,141	60.1
18	105,871	5,166	34	2,078	40.2	9	1,015	19.6	3,093	59.9

人口及び就学前児童数は各年度4月1日現在、園児数は各年度5月1日現在。

2 保育所等の状況

(1) 入所状況

本市は、公立保育所16か所、私立保育所17か所で保育を行っておりますが、要保育児童数の増加に伴い、入所割合も増加しており、平成18年度は40.2%と平成12年度と比較すると7.2ポイントの伸びを示しています。



各年度5月1日現在

花巻市内幼稚園・保育園入所状況

(平成18年5月1日現在)

【幼稚園】

(単位：人・%)

施設名	区分	定員数	園児数	入所率
花巻幼稚園	公立	140	86	61.43
土沢幼稚園	"	60	14	23.33
花巻みなみ幼稚園	法人	180	126	70.00
花巻たかき幼稚園	"	200	116	58.00
大谷幼稚園	"	320	288	90.00
湯口大谷幼稚園	"	160	81	50.63
ゆもと幼稚園	"	200	109	54.50
中央みのり幼稚園	"	180	132	73.33
花巻ささま幼稚園	"	105	63	60.00
合計		1,545	1,015	65.70

【保育園】

施設名	区分	定員数	園児数	入所率
南城保育園	公立	60	70	116.67
西公園保育園	"	60	73	121.67
日居城野保育園	"	60	74	123.33
湯本保育園	"	45	53	117.78
宮野目保育園	"	90	91	101.11
笹間保育園	"	45	53	117.78
湯口保育園	"	60	73	121.67
太田保育園	"	45	47	104.44
大迫保育園	"	70	74	105.71
内川目保育園	"	45	37	82.22
外川目保育園	"	20	8	40.00
亀ヶ森保育園	"	30	20	66.67
小山田保育園	"	60	54	90.00
上瀬保育園	"	60	56	93.33
成島保育園	"	45	48	106.67
浮田保育園	"	45	27	60.00
田瀬保育園	"	50	13	26.00
花巻保育園	法人	75	88	117.33
島保育園	"	60	70	116.67
二枚橋保育園	"	45	52	115.56
若葉保育園	"	90	99	110.00
第二若葉保育園	"	60	66	110.00
睦保育園	"	45	47	104.44
矢沢保育園	"	45	56	124.44
めぐみ保育園	"	60	34	56.67
松園保育園	"	60	71	118.33
花巻太陽の子保育園	"	90	108	120.00
たかき保育園	"	30	35	116.67
石鳥谷保育園	"	90	84	93.33
石鳥谷善隣館保育園	"	120	113	94.17
八幡保育園	"	60	70	116.67
八重畑保育園	"	60	51	85.00
新堀保育園	"	75	77	102.67
土沢保育園	"	80	86	107.50
合計		2,035	2,078	102.11

(2) 特別保育事業

核家族化の進行及び女性の社会進出の増大や家庭及び地域社会の相互扶助機能の低下、さらには親の育児選択の多様化などに伴い、保育需要は変化しており、従来からの定型的な保育だけでは必ずしもきめ細かに対応できない状況になっています。このことから、次のような特別保育事業を実施しています。

乳児保育事業

乳児保育については、現在では一般化し、ほとんどの保育所で生後6か月以上の乳児を受け入れておりますが、一部私立保育所では産休明けから受け入れています。今後、産休明けからの受入保育所の拡大が課題です。

障害児保育事業

障害児保育については、その障害の程度に応じ実施しており、障害児の早期療育事業の一端を担っています。

出生数が減少しているものの、心身に障害のある児童はむしろ増加している状況にあります。そのような中で、保育所等に入所させ、集団活動により発達を促そうとする保護者が増えています。

そうした状況を踏まえ、今後、障害児保育事業の充実のため、保育所、幼稚園、保健センター、医療機関、児童相談所、福祉事務所、教育委員会、学校及び児童福祉施設等からなるネットワークの構築が課題です。

延長保育事業

市内保育所の保育時間は、午前7時から午後6時、又は午前7時30分から午後6時30分までとなっておりますが、保護者の就労形態の多様化に伴い、午後7時までの延長保育をほとんどの保育所において実施しています。

なお、今後延長保育の利用状況を見極めながら実施保育所の増加や実施時間のさらなる延長が課題です。

一時保育事業

家庭での保育が断続的に困難である児童の保育(非定型的保育)と保護者の入院、看護等により一時的に保育を要する児童の保育(緊急保育)に対応するため実施していますが、今後、実施保育所を増やすことが課題です。現在、私立保育所5か所で実施しており、平成17年度の延べ利用人数は、1,935人となっております。

保育所地域活動事業

地域住民との世代間交流を始め、異年齢児交流など保育所の実情に合わせ、地域活動を実施しています。

今後も、地域との交流を深めるため、引き続き実施していくこととしています。

3 幼稚園の状況

(1)入園状況

平成 18 年 5 月 1 日現在、公立幼稚園 2 園、私立幼稚園 7 園の入園児童数は 1,015 人となっており、減少傾向にあります。今後、幼稚園においては、就学前児童数の減少に伴う入園児童数の減少により経営が厳しくなると予想されます。

そこで、各私立幼稚園において預かり保育の実施や「花巻市内幼稚園早期入園特区」の指定を受け、平成 17 年度から 2 歳児からの児童を受け入れています。今後は、特色ある幼稚園経営を図る必要があると考えられます。

(2)預かり保育

幼稚園の教育時間は、1 日 4 時間を標準としていますが、本市の私立幼稚園では保護者の意向等により、延長して子どもを預かる「預かり保育」を行なっています。

(3)世代間交流事業

幼稚園では、幼稚園児が老人施設への訪問をしたり、又中学生、高校生が幼稚園を訪問し、体験学習をするなど、世代間の交流を行なっています。

(4)保護者負担の軽減

少子化の要因の一つとして、子どもの教育費等、子育てコストの増加が大きいことから、幼稚園就園奨励事業を実施し、一定の基準に適合した保護者に対し、経済的負担の軽減支援を行っています。

4 地域子育て支援の状況

保育所に入所している児童の保護者だけでなく、広く地域全体の保護者を対象として子育て支援センターを 7 ヶ所開設し、子どもや親同士の交流の場を提供するとともに、育児相談、子育てサークルの支援を行っていますが、子育て支援センターの増設や気軽に利用出来るセンターの在り方などが課題です。

また、ファミリーサポートセンターは、地域の子育て支援のため子育てをお手伝いして欲しい方(おねがい会員)と子育てをお手伝いして下さる方(あずかり会員)からなる会員制の子育て支援ネットワークです。

センターには、2 名のアドバイザーが常勤しており、また地域には現在 6 名のサブリーダーがあり、おねがい会員とあずかり会員の仲介などの世話をしていますが、合併に伴い、この事業の拡大を見込んでいます。

家庭や近所づきあいの中で、育まれてきた「支え合い」や「思いやりの心」が失われつつある現況の中、当市においては、地域みんなで子育てを支援していく輪の拡大をさらに推進していくことが課題です。

はなまきファミリーサポートセンターの活動状況

おねがい会員	460人
あずかり会員	113人
両方会員	44人
合計	617人
年間利用件数	2,840件

(平成17年度実績)

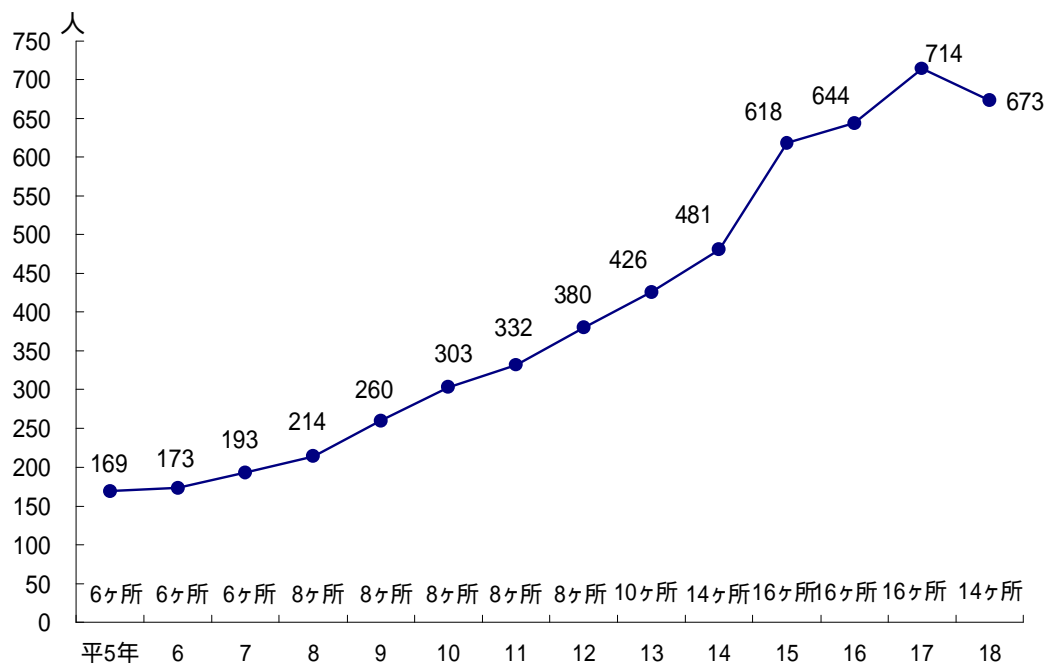
5 放課後学童クラブの状況

本市では放課後児童対策事業として、市内14ヶ所に学童クラブを設置し、いずれも運営を民間法人等へ委託して事業を実施しています。

平成18年4月1日現在の利用児童数は673人となっています。

現在、設置希望がある小学校区にはすべて学童クラブを設置しておりますが、今後は入所児童の増加や制度の改正に伴い、施設整備を進めていくことが課題です。

学童クラブ数、児童数の推移(各年4月1日現在)



第6 家庭・学校・地域における子育ての支援

1 家庭における子育てへの支援

(1) 家庭教育の支援

現在、本市では、これから子育てを行おうとしている妊婦を対象として「母親(両親)学級」、妊産婦のための「健康相談」をはじめ、家族ぐるみの健康指導を行う訪問指導などを実施しています。また、小中学校等において子育ての学習機会や情報提供を行う家庭教育支援として現代家庭教育講座を実施しています。

今後は縦割りではなく、保健・福祉・教育の各実施機関が連携を図り、総合的な家庭教育を支援するとともに、家庭教育に関する情報提供、学習機会の拡充を図ることが課題です。

(2) 相談活動体制

現在、育児や子育ての相談については、保健センターでは乳幼児相談を実施しており、子育ての悩みなどの相談は、乳幼児子育て相談事業として子育て支援センターで実施、また、入所児童については保育園・幼稚園でも実施していますが、今後、活動内容等の一層の充実を図ることが課題です。

2 学校教育

(1) ゆとりある学校教育

学校教育では、各教科等における基礎・基本の定着を図るとともに、自ら学び自ら考え、主体的に判断し、行動する能力や自らを律しつつ他人を思いやる心、たくましく生きるための健康と体力など「生きる力」を育み、激しい社会の変化にも柔軟に対応できる資質や能力を高めていく必要があります。このため、学習指導要領の趣旨をよりよく実現する観点から、少人数指導や習熟度別指導などきめ細かな指導を推進するとともに、確かな学力、豊かな心、たくましい体力など、いわゆる知、徳、体をバランスよく身に付ける教育活動を推進します。

(2) 学校外体験学習

子どもたちが将来、心身の調和のとれた成人となり、社会で積極的に活躍するには、子どもの時期に学校外で自然体験・社会体験など様々な体験的活動を豊富に積み重ねることが必要なことから、本市では小中学生に野外活動や、郷土学習などの体験活動の機会を提供する「豊かな体験推進事業、豊かな学び推進事業」を実施しています。

(3) 障害児教育

本市では、障害のある子どもについて、一人ひとりの障害や程度に応じた教育を行う、特別支援教育推進事業を実施しています。しかし、近年就学する児童の障害が重度化、多様化する傾向を示していることから、今後は、これらに対応するため、教育内容や指導方

法の改善が課題となっています。

また、現在、県立花巻養護学校等と小・中学校の児童生徒との交流活動が実施されており、障害のある児童とない児童が相互理解を深めています。

今後は、こうした交流活動を拡大していく必要があります。

(4)教育相談

本市では、いじめ問題や不登校の問題に対応するため、適応指導教室設置事業として、「風の子ひろば」を設置すると共に各小中学校に心の教室相談員やスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒の悩み等への相談に対応しています。

今後は、学校のみならず関係機関との連携を強化する必要があります。

3 地域の子育て支援

(1)地域でのボランティア活動

少子・高齢化社会を迎え、地域でのボランティア活動が今後、益々重要になってきます。こうした状況の中、子育て講座受講生などが中心となり、子育て中の方を支援するつどいの広場などが開催されています。

今後は、啓発活動等を積極的に行う活動の場を提供するなど連携しながら、支援・育成に努めます。

(2)児童委員の活動

本市には、268人の民生・児童委員、主任児童委員がおり、担当地区での子どもや家庭に日常的な相談・援助活動を行っています。

第7 基本理念と施策の体系

1 基本理念

価値観の多様化に伴い、結婚に対する意識やライフスタイルが変化し、晩婚化や未婚化が進み、出生率が低下し、少子化が進んでいます。

将来にわたって社会が発展するためには、明日を担う子どもたちが、こころ豊かにすこやかに育つ環境をつくるのが大切です。

子どもたちは私たちにとってかけがえのない宝です。子どもは人類の未来であり、子どもを育てることは未来の社会の設計そのものであり、本来私たち大人にとって喜びでもあります。しかし、子どもたちの「育ち」と親の「子育て」は、いま、大きな問題を抱えています。これは子どものいじめや不登校、非行などの問題行動や子どもを育てる親の不安や悩みとして現れています。これらの課題は、父母その他の保護者だけが子育てを担うのではなく、子育てに関わっている全ての者が自分の問題としてとらえ、地域社会全体で支援していく体制づくりが重要であり、子どもが健やかに育っていける環境づくりを総合的に進めて行くことにより、はなまきで子どもを生み育てる喜びを醸成してもらう必要があります。

このことから、花巻市では子どもをとりまく環境の変化や現状をふまえ、本計画の理念を

「子どもが 親が 地域が育ち 子育てに喜びを感じるまちづくり」

とし、施策を展開していきます。

2 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

1 子どもが健やかに育っていける環境づくり

様々な子育て支援サービス等の影響を受けるのは、多くは子ども自身です。このことから、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮するとともに、子ども自らの「育つ力」を大切にする必要があります。

そのため、子どもの自立心や社会性を養い、思いやる心を高めるとともに、自然とのふれあいの機会や多様な体験の場などの提供により、広くすべての子どもが健やかに育っていける環境づくりを推進します。

2 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

核家族化の進行などにより、子育てを学ぶ機会や近隣との繋がりが希薄化し、子育てに対する不安や孤立化といった問題が生じています。

また、社会環境の変化や価値観の多様化などの伴い、子育て支援に係る親のニーズも多様化しており、そのようなニーズに対応する必要があります。

そのため、子どもを持つ親の妨げとなるような様々な制約を取り除き、柔軟かつ総合的な子育て支援に取り組み、子育ての喜びを味わい、安心して子どもを生き育てられる環境づくりを推進します。

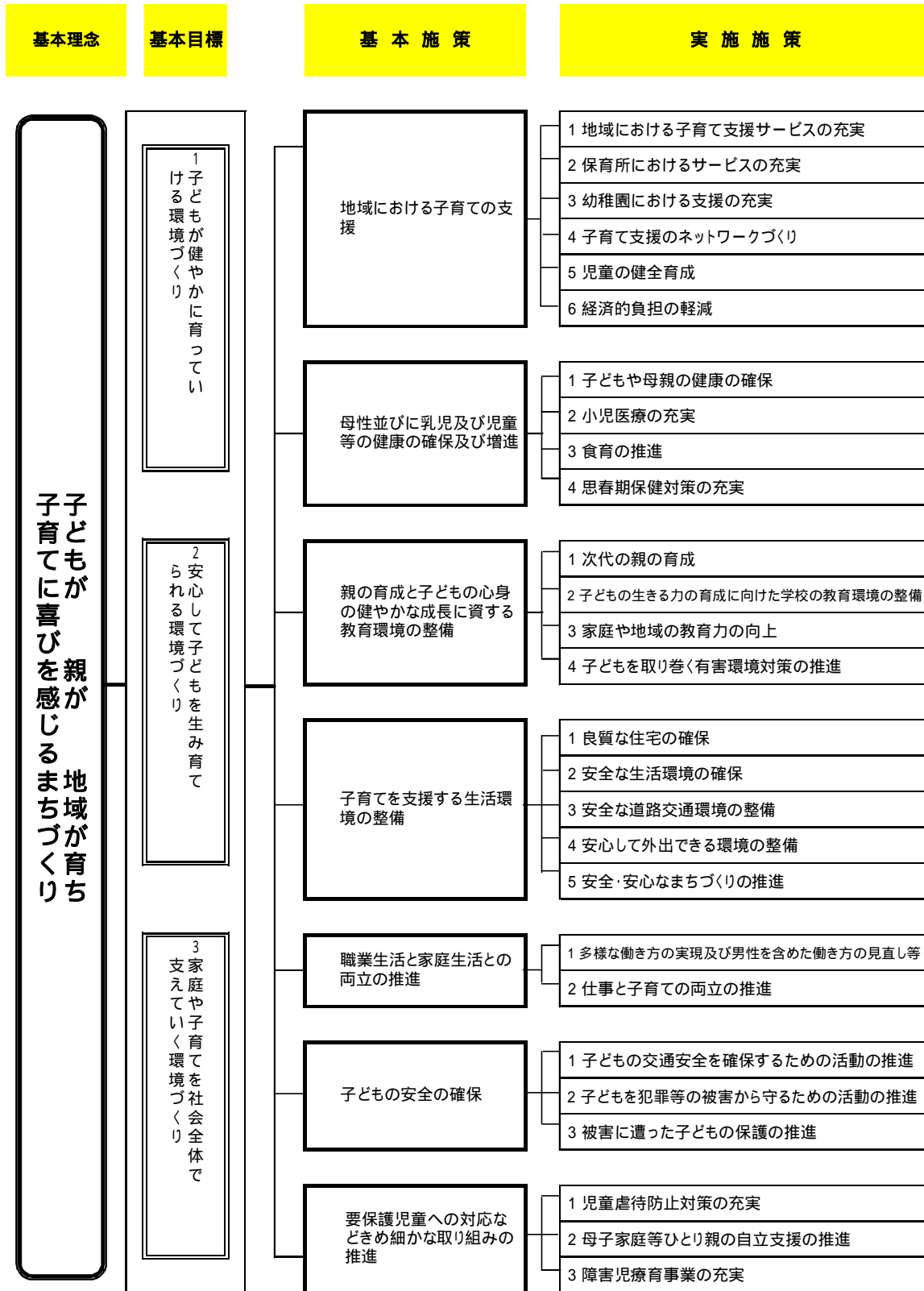
3 家庭や子育てを社会全体で支えていく環境づくり

子育ては家庭で最も重要な機能であり、その責務も家庭で負わなければなりません。

しかしながら、家庭における養育機能の低下や子どもたちを取り巻く環境の変化に伴い子育てを個人や家庭のみで解決されるべき問題として捉えるのではなく、社会全体の問題として捉える必要があります。

そのため、子育てサークルやボランティアなど様々な地域活動団体や地域住民と協働し、家庭や子育てを社会全体で支えていく環境づくりを推進します。

3 施策の体系



第2章 各 論

第1 基本施策

地域における子育ての支援

1 地域における子育て支援サービスの充実

保護者の疾病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童の自宅において、保育士等を派遣して保育を行う一時預かり事業の実施に努めます。

児童が病気の回復期であり、集団保育が困難である期間、児童をその居宅及び保育所、病院等の専用スペースで一時的に預かる病後児保育の実施に努めます。

保護者の就労・疾病等により、家庭における養育が困難となった子どもの児童福祉施設等での短期預かり支援等の実施に努めます。

育児の援助を受けたい人と、育児の援助を行いたい人を会員とし、地域に根ざしたファミリーサポートセンターの充実に努めます。

両親の就労等により、昼間保護者が不在となる小学校低学年等の児童のニーズに適切に対応できるよう、学校の余裕教室等を利用して放課後児童健全育成事業の適切な運営・充実に努めます。

子育て支援のワンストップ・サービス機能を持つ「こどもセンター」を設置し、総合的な支援体制の強化に努めます。

子育てサークルの活動を支援する体制の整備に努めます。

2 保育所におけるサービスの充実

保育所への乳幼児等の柔軟な受け入れ、保育ニーズに対応した施設整備、多様な設置主体の保育経営への参入などを促進し、保護者が保育所を選択できる保育体制の構築に努めます。また、多様な保育ニーズに対応するため、必要な保育士等を確保するとともに、公立・法人立保育所の職員研修の充実等により資質の向上に努めます。

働く形態の多様化に対応した乳児保育、延長保育、一時保育、障害児保育を行う保育所の充実及び拡充に努めるとともに、特定保育、夜間保育及び休日保育については、需要の動向を見極めながら実施を検討していきます。

特色ある保育経営を実施するため、地域住民との世代間交流事業を始めとする保育所地域活動事業を保育園の実情に合わせて、取り組める体制の整備に努めます。

乳幼児を含めた児童を預かる保育施設においては、災害や防犯に対する危機管理への配慮が必要なことから、万一に備え、定期的な避難訓練等を実施します。

老朽化した保育施設の改築等を計画的に推進するとともに、保育施設的环境改善や遊具の整備を行っていきます。

多様な保育ニーズに対応できる保育所として、公立保育所の民営化及び統合等について、調査・検討を進め、実施に向けた再編計画を策定し、取組みを推進します。

幼稚園と保育所及び小学校の施設の共用化、子育て支援事業の連携実施、合同研修の開催など、地域の実情や需要に応じた連携の促進に努めます。

幼保一元化による総合施設化問題や、新たに創設された、幼児教育と親の就労の有無に関わらず保育サービスを一体的に提供する「認定こども園」の設置等に関し、関係機関と協議を進めていきます。

3 幼稚園における支援の充実

未就園児を含めた親子が気軽に遊び、ふれあい、子育てに関する情報を交換する場や機会を提供し、家庭の悩みの相談に応じるなど、子育てを支援する活動の促進に努めます。

受け入れ児童の拡充を図るため、構造改革特区による3歳未満児の受け入れを促進します。

地域の実情や家庭の要請に応じて、預かり保育の充実を図るとともに、障害児受け入れ

体制の整備・拡充を推進します。

老人施設の訪問によるふれあい交流や中・高校生等による幼稚園での体験学習など、世代間の交流を推進します。

保育所や小学校との施設の共用化、子育て支援事業の連携実施、合同研修の開催など、地域の実情や需要に応じた連携の促進に努めます。

幼稚園のない地域における「認定こども園」の設置に関し、関係機関と協議を進めていきます。

4 子育て支援のネットワークづくり

各種の子育て支援サービス情報をまとめた子育てガイドブックの充実やインターネット・ホームページ開設による分かりやすい情報の提供に努めます。

住民が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、講演会や研修会等の開催により、子育てに関する意識啓発等を推進します。

子育て関連の情報を交換する子育てサークル等の活動の場づくりを進めるとともに、子育てサークル相互の交流やネットワークの形成を促進し、子育て中の母親等の子育て不安の解消が図られるよう努めます。また、子育て支援センター相互の交流やネットワークの形成を促進するため、子育て支援センター連絡会を設置します。

5 児童の健全育成

子育て経験者、高齢者、ボランティア、関係機関・団体相互の連携強化や研修会等の実施による指導者の資質の向上を図り、民生・児童委員、主任児童委員の連携を強化し、地域での子育て支援の充実に努めます。

異年齢児、異なる地域等との交流や郷土の伝統文化等の伝承活動、地域行事への参加、スポーツ少年団等の子どもたちの継続的なスポーツ交流活動等の支援を推進するとともに、優れた芸術や文化の鑑賞機会の拡充に努めます。

子どもが冒険しながら安全に遊べる空間である児童遊園等の整備を推進するとともに、児童館の利用促進を図り、また保育所・幼稚園・学校の施設を広く地域に開放していきます。

花巻市少年センターの街頭補導活動や青少年健全育成フォーラムの開催等を通じて、警察、学校、地域、関係機関・団体等との連携を図りながら、少年非行の防止及び青少年の健全育成に努めます。

6 経済的負担の軽減

子育て支援を推進するため、保育所の保育料を軽減し、保護者の負担軽減に努めます。

子育て支援を推進するため、幼稚園の保護者の負担軽減に努めます。

児童を養育している家庭の生活の安定と次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上のため児童手当を支給します。

父と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の安定と自立の促進を図るため児童扶養手当を支給します。

妊産婦・乳幼児及び母子家庭並びに重度心身障害者の医療費の負担を軽減するため、医療給付制度を継続し、医療費支援に努めます。

高校生及び大学生への奨学金貸付人数の拡充を図り、次代を担う子どもたちの教育機会の拡大及び保護者の負担軽減に努めます。

諸事情により生活が困窮する世帯（要保護及び準要保護世帯）の小中学生の教育費に対し、就学援助費を支給します。

母子家庭の経済的自立を支援するため、指定した講座を受講した母子家庭の母に対して給付金を支給します。

母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進

1 子どもや母親の健康の確保

妊娠初期から分娩、新生児期及び幼児期の健康教育、健康相談、健康診査、療育指導など一貫した保健サービスを体系的に提供するとともに、父親に対する正しい知識の普及と父性意識の向上を図り、家庭と保健・福祉・医療・教育機関との連携を拡充させ、きめ細かな母子保健の充実に努めます。

生活習慣病予防のための小児肥満対策、妊婦から乳幼児の歯科保健対策充実のための歯科健康診査及び歯科保健指導などを実施します。

子どもを安心して出産し育てることができるよう、妊娠初期から保健指導が受けられ、高齢出産等の場合においても安心して出産、育児ができるよう医療機関と連携し、母子健康管理の充実に努めます。

疾病の早期発見、早期治療、保健指導に加え、多様化する母子保健の対応や適切な子育て支援の充実に図るため、保健師等の人材の確保とともに、保健師・栄養士の研修機会を拡充し、資質の向上に努めます。

子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう救急医療体制を含め、小児医療の充実に図るため、小児科、産科医師の確保・育成を図るとともに小児科、保健センター、保育園、幼稚園等において保健に関する連携に努めていきます。

感染症疾病の予防のため、子どもの予防接種の徹底を図るとともに、個々の健康状態に応じた、より安全な接種のため、一部を除き個別接種を行います。

2 小児医療の充実

小児救急医療の充実や小児慢性特定疾患治療の取り組みを促進し、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる小児医療体制の整備に努めます。

3 食育の推進

朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせ症に見られるような心と身体の健康問題が子どもたちに生じていることから、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の

理解と定着に努めます。

食を通じた豊かな人間性の形成・家庭関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健、教育など関係機関と連携して、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会を設け、情報提供や正しい知識の普及に努めるとともに、食事づくり等の体験活動や子どもの参加の取り組みを推進します。

低体重出生児の増加等を踏まえ、母体の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に対する学習の機会や情報提供に努めます。

保育所や小・中学校の給食において、花巻地方や県内で生産された農産物を食材として取り入れ、その季節の伝統食を提供するなど、地産地消を推進し、豊かな心づくりの醸成に努めます。

4 思春期保健対策の充実

健康問題の多様化に伴い、健康に対する基礎的・基本的な知識の理解が必要なことから、家庭や学校保健と連携を図りながら健康教育の充実に努めます。

児童生徒に対する健康診査や生活習慣病の予防のための健診を実施し、生活習慣の改善を推進します。

思春期の男女に対する喫煙・飲酒・薬物乱用等の防止、食習慣・性感染症等に関する教育・相談・情報提供等の充実に努め、地域全体で子どもの健全な成長を支援する気運の醸成に努めます。

親の育成と子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1 次代の親の育成

男女が平等に家族的責任を担うことの重要性について認識を深め、家事や子育て等への男性の参加を促進するため、地域や家庭、職場、学校教育等を通じ、男女共同参画意識の普及定着を図るとともに、家事、育児等の知識・技術の習得など、多様な学習機会を提供することにより、家庭の教育力の向上に努めます。

青少年に人生の設計、少子化問題や結婚についての意識啓発や情報提供、各種講座やセミナー等の開催を通じて、子育ての素晴らしさや、家族の絆などが大切な価値として共有される社会をめざし、社会全体の意識改革を図るとともに、少子化問題についての理解を深めます。又、地域の他世代と協力しながら、青少年教育を社会全体で支援する気運の醸成に努めます。

小中学生等が、命や家庭の大切さや子どもを生み育てることの意義を理解することができるようにするため、保育所、幼稚園等において乳幼児とふれあう機会を広げるための取り組みを推進します。

2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

自ら学び、自ら考え、主体的に表現する力を育成するため、自然とのふれあい、地域の人々との交流の推進や、ボランティア、健康、環境、情報、国際理解等の分野を取り入れた創意ある教育課程の編成と総合的な学習の時間への取り組みを推進します。

発達障害のある児童生徒については、その障害や程度に応じた指導により、適切な教育的支援を行います。

心身症、ひきこもり、不登校、いじめ問題、性に関する悩み等に対応するため、教職員の研修や学校医の積極的な活動とともに、こころの教室相談員やスクールカウンセラー（学校適応相談員、不登校支援員）を各小中学校に配置し児童生徒の悩みや課題に対応します。

不登校傾向を示す児童生徒の指導に当たっては、適応指導教室を核とした教育相談体制の充実を図り学校復帰のための支援を行います。

地域に開かれた特色ある学校づくりを目指すため、学校評議員制や学校公開などを生か

し、保護者や地域住民に広く情報提供を行い、地域と一体となった信頼される学校づくりに努めます。

幼稚園就園を奨励し、幼児教育の機会均等を図るため、幼稚園就園奨励助成を行います。また、私立幼稚園の施設設備等の充実を図るため、幼稚園教育に対して助成を行います。

基本的な生活習慣の確立を図るとともに、生涯にわたる健康の基礎を築くために必要な正しい知識を身につけるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。また、豊かできめ細かな給食の提供や食に関する指導を行うため、家庭や地域と連携して望ましい食習慣の育成に努めます。

仲間づくりや集団活動を通して社会性と「生きる力」を育むため、地域・家庭と学校との連携を密にし、子ども同士が交流する場や互いに競い合う等の機会を創出するとともに必要な地域では、望ましい人数の規模での学校整備を長期計画のもとに進めます。

3 家庭や地域の教育力の向上

親とのスキンシップ・絆を深め地域での子育て支援を充実させるため、ブックスタート事業を継続実施します。

家庭の教育力の向上を図るため、子育てに関する情報提供や、親同士の交流を図る機会、学習機会の提供に努めます。

子どもたちの思いやりの心、豊かな感性、自ら主体的にものごとに取り組むことのできる「生きる力」を育むため、恵まれた自然の中での自然体験活動、地域における生活体験や豊富な社会体験、伝統芸能活動、また、異年齢集団での多彩な交流活動の場を提供するなど、子どもたちの学習機会の充実に努めます。

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

一般書店やコンビニエンスストア、自動販売機等で販売されたり、テレビやインターネット等のメディアで流される性や暴力等の有害情報は、子どもに対する悪影響が懸念されることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力して、関係業界に対する自主的措置を働きかけていきます。

子育てを支援する生活環境の整備

1 良質な住宅の確保

若年の共働き世帯も入居できるような良質な公営住宅の供給に努めます。

子どもの養育及び成長に適した、公営住宅の整備に努め、居住水準の向上を図ります。

子育てをしやすいように、住宅の取得、増改築等に対する融資等の支援対策について、子育て中の世帯が有効活用することを促進します。

持家又は借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報の提供に努めます。

2 安全な生活環境の確保

化学物質は、私たちの身の回りで様々な用途に使用されていますが、人の健康や生態系に対する影響が懸念されるダイオキシン類や環境ホルモンなどの化学物質について、啓発や情報提供に努めます。

室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策に関する相談や指導に努めます。

3 安全な道路交通環境の整備

子どもの交通事故防止のため、子どもや子育て家族が安心して利用できる道路や信号機など交通安全施設の環境の整備と、安全・円滑・快適な交通環境を警察等と連携を図りながら推進します。

4 安心して外出できる環境の整備

妊産婦や乳幼児連れの親等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザイン化に努めます。

公共施設や民間施設を問わず、不特定多数の人が利用する施設へのベビーベッドなど、

授乳コーナー等の設置に取り組みます。

5 安全・安心なまちづくりの推進

通学路や公園等における街路灯などの防犯設備の整備に努めます。

道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所並びに共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備の推進及びこれらの必要性に関する広報・啓発活動を推進します。

各種行事（イベント）・祭り等における街頭での指導・補導活動を実施します。



職業生活と家庭生活との両立の推進

1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

妊娠中の女性就業者が健康診査や医療が受けやすいよう、また、育児期間中の男女就業者が、子どもの養育のため弾力的な勤務時間が選択できるよう、事業所においてフレックスタイム制や短時間勤務体制等を導入するなど、育児・介護休業制度の普及と活用しやすい職場環境づくりを関係機関と連携して促進します。

出産や育児のために退職した女性の再就職については、公共職業安定所など関係機関と連携して国の再雇用促進給付金制度の普及による再雇用の支援に努めます。

再就職の希望者については、公共職業安定所など関係機関と連携して相談窓口を充実させ職業情報の提供に努めます。

2 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立が可能となるよう、育児休業取得者、育児を行う就業者に対する育児支援等の各種制度の情報提供を行います。

育児をしながら働く男女就業者を支援するため、市内事業主に事業所内託児施設の設置を働きかけるなど就労環境の整備を推進します。

子どもの安全の確保

1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校等関係団体との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止の啓発活動を推進します。

子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を段階的かつ体系的に行うとともに、地域の実情に即した交通安全対策を推進するため、各交通安全関係団体との連携を強化しながら、交通安全意識の高揚に努めます。

チャイルドシートやベビーシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開します。

2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を行うとともに、子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施します。

児童生徒の登下校における緊急避難場所である「子ども110番の家」や「トラック子ども110番」等に対して、地域での子どもに対する犯罪の発生状況等の情報を提供し、「地域の子どもは地域で守る」「犯罪が起きにくい地域社会をつくる」などの意識の高揚を図りながら、子どもたちが安全に生活できる環境整備に努めます。

また、スクールガードを配置し、地域ぐるみで安全の確保に努めます。

3 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校や関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。支援にあたっては、職員の研修や学校医の積極的な活動のほか、中学校に「心の教室」相談員やスクールカウンセラーの配置を促進するほか、県福祉総合相談センターや保健所、民生委員・児童委員や主任児童委員等の相談機能を活用し、子どもやその家族に対する総合的な援助を行います。

要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の早期発見のため、乳幼児健康診査などを活用するほか、要保護児童に関する通告義務等についての啓発を行うとともに、適切かつ早期の対応を図るため、児童相談所、民生委員・児童委員、主任児童委員、保健医療機関、警察等関係機関による要保護児童対策地域協議会の充実・強化を図り、児童虐待の未然防止を図っていきます。

保護者の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するため、必要な指導及び援助のための相談体制の充実を図り、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進します。

2 母子家庭等ひとり親の自立支援の推進

生活に様々な問題を抱えた女性の相談に応じるため、関係機関との連携を取りながら必要な指導により保護更正を図っているところですが、家庭内における配偶者への暴力（DV）の防止に当たっては、警察や関係機関との連携をさらに深め、迅速な対応を図っていきます。

母子家庭における母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講ずるよう努めます。

母子家庭等に対し、貸し付け等の情報提供を行い、経済的助成と児童福祉を推進します。

様々な問題を抱えた子育て中の親の相談・指導の充実を図ります。

3 障害児療育事業の充実

1歳6ヶ月児健康診査や3歳児健康診査などを通じて障害の早期発見に努めるとともに、要経過観察児などに対して専門的な療育相談、指導・訓練が受けられるよう、医療機関や福祉施設などと連携を密にし、フォロー体制の充実や保護者の精神的ケアに努めます。

早期療育に関わる「子ども発達相談センター」と「イーハトーブ養育センター」の支援内容を精査し、児童の発達に応じた事業の一元化とともに充実に努めます。

早期からの教育相談や就学指導の充実を図ります。また、すべての子どもの能力や可能

性を最大限に伸ばしていく教育を進めるとともに、障害のある子どもについては一人ひとりの障害の種類や程度に応じた教育に努めます。

ノーマライゼーションの視点に立ち、地域に根ざした障害児教育を拡大するとともに、居住地における交流活動を推進するなど、多様で継続的な交流活動の工夫に努めます。



第2 施策の体系及び主要事業

1 施策の体系

基本施策	施策の具体的推進	主要事業
地域における子育ての支援	(1) 地域における子育て支援サービスの充実	1 訪問型一時保育 2 病後児保育派遣型 3 病後児保育施設型 4 子育て短期支援事業 5 ファミリーサポートセンター事業 6 放課後児童健全育成事業 7 こどもセンター運営事業 8 地域子育て支援センター事業
	(2) 保育所におけるサービスの充実	9 乳児保育事業 10 延長保育事業 11 一時保育事業 12 障害児保育事業 13 特定保育事業 14 夜間保育事業 15 休日保育事業 16 保育所地域活動事業 17 保育所環境改善等整備事業 18 保育所遊具等整備事業 19 保育所施設整備助成事業 20 幼保小連絡会議 21 認定こども園設置事業
	(3) 幼稚園における支援の充実	22 幼稚園における子育て支援活動事業 23 受け入れ幼児の拡充 24 預かり保育の充実 25 なかよしサポート事業 26 世代間交流事業 27 幼保小連絡会（再掲）
	(4) 子育て支援のネットワークづくり	28 子育てガイドブック作成事業 29 ホームページ開設事業 30 講演会・研修会等開催事業 31 子育て支援センター連絡会
	(5) 児童の健全育成	32 ボランティア活動支援事業 33 民生児童委員活動事業 34 豊かな体験（学び）推進事業 35 スポーツ少年団本部支援事業 36 芸術・文化活動支援事業 37 児童遊園等整備事業 38 保育所園庭開放事業 39 幼稚園開放事業 40 学校施設開放事業

		41 少年センター事業 42 青少年健全育成フォーラム開催事業 43 国際交流推進事業 44 地区振興センター等活動事業 45 教育を高める市民運動
	(6) 経済的負担の軽減	46 保育料負担軽減事業 47 幼稚園保育料負担軽減事業 48 児童手当支給事業 49 児童扶養手当支給事業 50 特別児童扶養手当支給事業 51 妊産婦・乳幼児及び母子家庭医療費助成事業 52 重度心身障害児医療費助成事業 53 奨学金貸付事業 54 母子家庭自立支援教育訓練給付金事業
母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進	(1) 子どもや母親の健康の確保	55 健康教育事業 56 健康相談事業 57 健康診査事業 58 発達相談事業 59 予防接種事業 60 訪問指導事業
	(2) 小児医療の充実	61 小児救急医療対策事業
	(3) 食育の推進	62 乳幼児に対する栄養相談事業 63 親子料理教室 64 保育所における地産地消 65 学校給食における地産地消
	(4) 思春期保健対策の充実	66 思春期健康教室事業 67 学校保健会事業
親の育成と子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(1) 次代の親の育成	68 男女共同参画意識啓発事業 69 子育て文化を育む啓発事業 70 豊かな体験（学び）推進事業（再掲）
	(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備	71 総合的学習取組み支援事業 72 豊かな体験（学び）推進事業（再掲） 73 特別支援教育推進事業 74 学校適応支援事業 75 適応指導教室設置事業 76 ボランティア活動推進事業 77 放課後子ども教室推進事業 78 幼稚園施設整備等助成事業
	(3) 家庭や地域の教育力の向上	79 ブックスタート事業 80 家庭教育支援事業 81 豊かな体験（学び）推進事業（再掲）
	(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	82 地域安全活動推進事業
子育てを支援する	(1) 良質な住宅の確保	83 住環境の整備促進事業

生活環境の整備	保	84 公営住宅建設事業
	(2) 安全な生活環境の確保	85 化学物質環境対策事業 86 シックハウス対策事業
	(3) 安全な道路交通環境の整備	87 交通安全施設等整備事業
	(4) 安心して外出できる環境の整備	88 ユニバーサルデザイン化推進事業 89 ベビーベットの設置推進事業
	(8) 安全・安心なまちづくりの推進	90 防犯設備整備事業 91 広報啓発活動事業
職業生活と家庭生活との両立の推進	(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	92 子育て支援制度の普及啓発事業
	(2) 仕事と子育ての両立の推進	93 育児支援等各種情報提供事業 94 事業所内保育施設設置促進事業
子どもの安全の確保	(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	95 子どもの交通事故防止対策事業 96 交通安全教育・啓発事業
	(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	97 地域防犯活動推進事業 98 子ども110番の家等推進事業 99 街頭巡回指導 100 スクールガード事業
	(3) 被害に遭った子どもの保護の推進	101 児童立ち直り支援活動事業
要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	(1) 児童虐待防止対策の充実	102 要保護児童対策地域協議会事業 103 家庭児童相談事業
	(2) 母子家庭等ひとり親の自立支援の推進	104 婦人相談事業 105 母子家庭等就業推進事業 106 母子福祉資金等貸付事業 107 ひとり親相談事業
	(3) 障害児療育事業の充実	108 療育相談事業 109 障害児支援事業 110 なかよしキャンプ

2 主要事業

地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

NO.	事業名	事業内容	現状	事業目標	
				中間年次 (平成 21 年度)	目標年次 (平成 26 年度)
1	乳幼児健康支援一時預かり事業(訪問型一時保育)	保護者の傷病・入院により、緊急・一時的に保育が必要となる児童の自宅に保育士等を派遣して保育を行う。		検討	1カ所
2	乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育派遣型)	児童等が病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、児童をその居宅等において一時的に預かる。		検討	1カ所
3	乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育施設型)	児童等が病気の回復期であり、集団保育困難な期間、児童を保育所、病院等の専用スペースにおいて一時的に預かる。		検討	1カ所
4	子育て短期支援事業	家庭の保護者が疾病等の理由により、家庭での児童の養育が困難になった場合、児童福祉施設等で一時的に養育する。		2カ所	4カ所 (2カ所増)
5	ファミリーサポートセンター事業	こどもを預かって欲しい人と預かることが出来る人との会員組織で子育て支援を行う。	1カ所 ワリワ-6名	1カ所 ワリワ-9名	1カ所 ワリワ-18名
6	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	小学校低学年児童等を対象に、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るため、学童クラブの充実を図る。	14カ所	14カ所	18カ所 (4カ所増)
7	こどもセンター運営事業	主に乳幼児をもつ子育て中の親子の交流の場を提供するとともに、子育てに関するあらゆる相談に対応する。		1ヶ所	
8	地域子育て支援センター事業	地域の保育所等による地域の子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルへの支援活動等の総合的な実施を促進する。	7カ所	継続	

(2) 保育所におけるサービスの充実

9	乳児保育事業	産休明けからの乳児保育の実施について継続するとともに、その充実を図る。	33カ所	継続	
10	延長保育事業	開所時間を越える保育の実施について継続するとともに、その充実を図る。	33カ所	継続	
11	一時保育事業	保護者の冠婚葬祭、傷病等の緊急時に一時的に行う保育事業の拡充を図る。	15カ所	16カ所 (1カ所増)	18カ所 (2カ所増)
12	障害児保育事業	健常児とともに集団保育が可能な障害児の保育の拡充を図る。	33カ所	継続	
13	特定保育事業	2、3日程度、又は午前か午後のみなど、一定程度の日時について保育に欠ける児童を保育所で保育する。		検討	1カ所
14	夜間保育事業	午後7時以降の保育の実施について、需要の動向を見極めながら実施を検討する。		検討	1カ所

NO.	事業名	事業内容	現状	事業目標	
				中間年次 (平成21年度)	目標年次 (平成26年度)
15	休日保育事業	就労形態の多様化に対応するため、日曜、祝祭日の保育を行う。		検討	1カ所
16	保育所地域活動事業	地域住民との世代間交流を始めとする保育所地域活動を、保育園の実情に合わせて実施する。	33カ所	継続	
17	保育所環境改善等整備事業	保育施設の環境改善を図るため、老朽化した施設の増改築を進めると共に、便所の水洗化や調理室へのエアコン設置など、保育環境の整備に努める。	随時	随時	
18	保育所遊具等整備事業	遊具の整備、拡充に努め保育環境の充実につとめる。	随時	随時	
19	保育所施設整備助成事業	民間保育所の施設整備等の充実に對して、助成を行う。	随時	随時	
20	幼保小連絡会議	施設の共用化、子育て支援事業の連携、合同研修の開催など、地域の実情や需要に応じた連携の促進を図る。	随時	随時	
21	認定こども園設置事業	幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する。	-	随時	

(3) 幼稚園における支援の充実

22	幼稚園における子育て支援活動事業	未就園児の親子登園、子育てサークルの支援、子育てに関する相談や情報提供を促進する。	4カ所	継続	
23	受け入れ幼児の拡充	受け入れ幼児の拡充を図るため、構造改革特区による3歳未満児の受け入れを促進する。	7カ所	継続	
24	預かり保育の充実	希望する園児を対象に幼稚園で行っている預かり保育の拡充を図る。	9カ所	継続	
25	なかよしサポート事業	障害児等の受け入れ体制を整備・拡充し、きめ細かな支援を行う。	9カ所	継続	
26	世代間交流事業	老人ホームの訪問等によるふれあい交流や中・高校生等による体験学習など、異年齢間の交流を推進する。	9カ所	継続	
27	幼保小連絡会（再掲）	施設の共用化、子育て支援事業の連携、合同研修の開催など、地域の実情や需要に応じた連携の促進を図る。	随時	随時	

(4) 子育て支援のネットワークづくり

28	子育てガイドブック作成事業	各種の子育て支援サービス情報をコンパクトにまとめた子育て支援マップや子育てガイドブックを作成、提供する。	作成配付	作成配付	
29	ホームページ開設事業	子育てサービス等の状況について、インターネット・ホームページ開設による情報提供を行う。	開設	開設	

NO.	事業名	事業内容	現状	事業目標	
				中間年次 (平成21年度)	目標年次 (平成26年度)
30	講演会・研修会等開催事業	講演会・研修会などの開催により、子育てに関する学習の場の提供に努める。	随時	随時	
31	子育て支援センター連絡会	子育て支援センターの充実を図るため、相互の交流やネットワークづくりを推進する。	随時	随時	

(5) 児童の健全育成

32	ボランティア活動支援事業	子育てサークルの活動の場を提供すると共に子育てを支援する地域住民の各種ボランティア活動を支援する。	随時	随時	
33	民生児童委員活動事業	民生児童委員、主任児童委員による子どもや家庭に対する相談、援助活動の充実を図る。	民生児童委員 268人	民生児童委員 243人	
34	豊かな体験(学び)推進事業	福祉施設等での世代間交流や郷土芸能などの伝承活動、料理教室など親子でふれあい交流する機会の促進を図る。	小中学校 38校	継続	
35	スポーツ少年団本部支援事業	スポーツを通じて個々の可能性や集団の中での積極性を養うため、スポーツ少年団本部の活動を奨励する。	97団体	継続	
36	芸術・文化活動支援事業 (団体鑑賞)	子どもや青少年に優れた芸術や文化の鑑賞機会の拡充を図る。	随時	随時	
37	児童遊園等整備事業	子どもが安心して遊べる空間である児童遊園等の整備を促進する。	4カ所	4カ所	5カ所 (1カ所増)
38	保育所園庭開放事業	保育所に入所していない親子に園庭を開放し、遊び場の提供や保育者・子どもたちとの交流の機会を提供し、支援に努める。	26カ所	29カ所 (3カ所増)	33カ所 (4カ所増)
39	幼稚園開放事業	親子が気軽に遊び、ふれあい、子育てに関する情報を交換する場や機会を提供し、子育て支援に努める。	2カ所	継続	
40	学校施設開放事業	放課後や休日等における体育館、運動場等の学校施設の開放を行う。	小中学校 38校	継続	
41	少年センター事業	少年補導委員の街頭補導活動により、少年非行の未然防止に努める。	実施	継続	
42	青少年健全育成フォーラム開催事業	青少年健全育成フォーラムの開催を通じ、「地域の子は地域で育てる」という意識の醸成を図る。	実施	継続	
43	国際交流推進事業	小中高生徒の友好都市への派遣、訪問交流など国際交流活動を推進する。	継続	継続	
44	地区振興センター等活動事業	各生涯学習施設、振興センターが中心となって、三世交流事業やそれぞれの地域に即した事業(行事)を開催する。	実施	継続	
45	教育を高める市民運動	岩手県の読書活動を推進するなど、教育振興運動を実施する。	継続	継続	

(6) 経済的負担の軽減

NO.	事業名	事業内容	現状	事業目標	
				中間年次 (平成 21 年度)	目標年次 (平成 26 年度)
46	保育料負担軽減事業	保育所の保育料について、子育て支援を推進するため、保護者の負担軽減を図る。	33.1%	検討	
47	幼稚園保育料負担軽減事業	幼稚園の保護者負担について、子育て支援を推進するため、保護者の負担軽減に努める。	9カ所	継続	
48	児童手当支給事業	児童を養育している家庭の生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上のため児童手当を支給する。	対象者支給	継続	
49	児童扶養手当支給事業	父と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給する。	対象者支給	継続	
50	特別児童扶養手当支給事業	20歳未満の精神又は身体に障がいのある児童を養育している方に福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当を支給する。	対象者支給	継続	
51	妊産婦・乳幼児及び母子家庭医療費助成事業	妊産婦、乳幼児及び母子家庭の医療費の負担を軽減するため、医療給付制度を継続実施し、医療費支援に努める。	負担軽減	継続	
52	重度心身障害児医療費助成事業	重度心身障がい者(児童を含む)の医療費の負担を軽減するため、医療給付制度を継続実施し、医療費支援に努める。	負担軽減	継続	
53	奨学金貸付事業	高校生及び大学生への奨学金貸付人数の拡充を図り、保護者の負担軽減に努める。	貸付拡充	継続	
54	母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対し給付金を支給することにより経済的な安定と自立の支援を図る。		実施	

母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

NO.	事業名	事業内容	現状	事業目標	
				中間年次 (平成 21 年度)	目標年次 (平成 26 年度)
55	健康教育事業	妊娠中の生活や出産・育児の知識を普及する母親(両親)学級や、子どもの育児・栄養・遊び・事故防止等について指導する育児学級を行う。	年間計画により実施	継続	
56	健康相談事業	妊婦に対し、妊娠中の健康や生活について相談指導する。また乳児～思春期の子どもをもつ母親等の育児不安に対応し、育児・栄養等の相談指導をする。	年間計画により実施	継続	

NO.	事業名	事業内容	現状	事業目標	
				中間年次 (平成21年度)	目標年次 (平成26年度)
57	健康診査事業	妊婦・乳児の医療機関委託健診や、乳幼児の集団健診により、疾病の早期発見と保健指導を行う。	年間計画により実施	継続	
58	発達相談事業	集団健診等において発達に遅れが見られる子どもの健やかな発達を促すため、発達相談や支援を行う。	年間計画により実施	継続	
59	予防接種事業	予防に重点をおいた子どもの健康づくりとして、接種率の向上に努める。	年間計画により実施	継続	
60	訪問指導事業	保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士により、妊産婦・新生児・乳児・幼児を中心に家族ぐるみの健康指導を行う。	随時	継続	

(2) 小児医療の充実

61	小児救急医療対策事業	中部広域圏における小児・乳幼児の緊急医療の確保、充実を図る。	6ヶ所	5ヶ所 内容の充実
----	------------	--------------------------------	-----	--------------

(3) 食育の推進

62	乳幼児に対する栄養相談事業	離乳食や幼児期の食事について、乳児健診などの機会に適切な指導・相談を実施するとともに情報提供に努める。	随時	継続
63	親子料理教室	幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供に努める。	年10回	継続拡充
64	保育所における地産地消	花巻地方産の野菜などを食材として取り入れ、その季節の伝統食などを提供する。	年12回	継続
65	学校給食における地産地消	花巻地方・県内産の野菜などを食材として取り入れ、その季節の伝統食などを提供する。	実施	継続

(4) 思春期保健対策の充実

66	思春期健康教室事業	中高生・保護者・関係者に対する性教育、喫煙、アルコール、薬物乱用防止など、啓発指導の講演会等を開催する。	講演会 年5回	継続
67	学校保健会事業	児童・生徒の性教育や心の問題に取り組み、保護者を交えた講演会等を開催する。	学校保健会 年1回	継続

親の育成と子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

NO.	事業名	事業内容	現状	事業目標	
				中間年次 (平成21年度)	目標年次 (平成26年度)
68	男女共同参画意識啓発事業	男女共同参画社会の形成に向け、市民の関心と理解が深まるよう、意識啓発に努める。	実施	継続	
69	子育て文化を育む啓発事業	青少年に少子化問題を認識させ、次世代の親を育成するため、市広報等による意識啓発や情報提供、各種講座やセミナー等の開催を行う	実施	継続	
70	豊かな体験(学び)推進事業(再掲)	小・中学校生を対象に、乳幼児にふれあう機会を与え、生命の尊さを学び、母性、父性の育成を図るための体験事業を行う。	小中38校	継続	

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

71	総合的学習取組み支援事業	性別にとらわれることなく、各々の個性を尊重し、その能力を伸ばす教育を行う。	全小・中学校で実施	継続	
72	豊かな体験(学び)推進事業(再掲)	児童生徒の生活体験、社会体験、自然体験等の体験活動を推進する。	全小・中学校で実施	継続	
73	特別支援教育推進事業	障害のある子どもについて、一人ひとりの障害や程度に応じた教育を行う。	小中学校 28校 ことばの教室2	小中学校31校 ことばの教室1	
74	学校適応支援事業	各小・中学校に配置する心の相談員、スクールカウンセラーによる児童・生徒の悩み等への相談を行う。 (学校適応相談員、心の教育相談員、生徒指導推進協力員、ふれあい相談員)	小中学校 21校	継続	
75	適応指導教室設置事業	不登校児童を対象に教室を設置し、学校生活への復帰を目指し、集団への適応力の回復及び育成を図る。	1カ所	継続	
76	ボランティア活動推進事業	養護施設や老人ホーム等での体験、資源回収や清掃活動などのボランティア活動を推進する。	全小・中学校で実施	継続	
77	放課後子ども教室推進事業	学校等の余裕教室等を利用して、子どもたちの安全な居場所を整備し、様々な体験活動や地域住民との交流を行う		小学校9校	
78	幼稚園施設整備等助成事業	幼児教育が恵まれた環境の中で行われるよう、施設整備等の充実に対し助成を行う。		随時	

(3) 家庭や地域の教育力の向上

79	ブックスタート事業	乳幼児期に心とことばを育むため、乳幼児に絵本を贈り、親子のふれあいを深め、絵本に親しむことの大切さの実践と啓発を図る。	実施	継続	
80	家庭教育支援事業	小中学校や校区等において、子育ての学習機会や情報提供のほか、相談や親子の交流等を実施し、家庭教育の推進を図る。	実施 年79回	継続	

81	豊かな体験（学び）推進事業（再掲）	小中学生に野外活動や郷土学習、交流など体験学習の機会を提供する。	実施	継続
----	-------------------	----------------------------------	----	----

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

82	地域安全活動推進事業	関係機関・団体等の地域住民と連携・協力して関係業界に対する子どもへの有害情報の自主的措置の働きかけを推進する。	実施	継続
----	------------	---	----	----

子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅の確保

NO.	事業名	事業内容	現状	事業目標	
				中間年次 (平成21年度)	目標年次 (平成26年度)
83	住環境の整備促進事業	居住者が住みやすいと実感できるユニバーサルデザインによる住環境の整備を促進する。	実施	継続	
84	公営住宅建設事業	良質な公営住宅の整備を推進する。	実施	継続	

(2) 安全な生活環境の確保

85	化学物質環境対策事業	ダイオキシンや環境ホルモンなどの化学物質に関する啓発や情報提供を行う。	啓発指導	継続
86	シックハウス対策事業	室内空気感染に関する相談対応を行う。	啓発指導	継続

(3) 安全な道路交通環境の整備

87	交通安全施設等整備事業	歩道等の整備により交通事故を防止し、安全、円滑、快適な交通環境の確保を図る。	点検整備	継続
----	-------------	--	------	----

(4) 安心して外出できる環境の整備

88	ユニバーサルデザイン化推進事業	公共施設、交通機関等について、妊婦や子ども連れが安全かつ円滑に利用できるようバリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザイン化に努めます。	実施	継続	
89	ベビーベットの設置推進事業	不特定多数の人が利用する施設において、ベビーベットの設置を促進する。	5カ所	6カ所 (1カ所増)	8カ所 (2カ所増)

(5) 安全・安心なまちづくりの推進

90	防犯設備整備事業	通学路や公園等における街路灯などの防犯設備の整備を推進する。	整備拡充	随時
91	広報啓発活動事業	道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所、共同住宅の防犯整備の推進及び必要性に関する広報啓発活動を推進する。	広報啓発	継続

職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

NO.	事業名	事業内容	現状	事業目標	
				中間年次 (平成 21 年度)	目標年次 (平成 26 年度)
92	子育て支援制度の普及啓発事業	事業所における育児休業制度など子育て支援に係る制度の一層の啓発に努める。	広報活動	継続	

(2) 仕事と子育ての両立の推進

93	育児支援等各種情報提供事業	育児休業取得者、育児を行う就業者に対する育児支援等の各種制度の情報提供に努める。	広報活動	継続	
94	事業所内保育施設設置促進事業	認可保育所を補完する事業所内保育施設の設置について、事業所の理解を得ながら設置の促進に努める。	4カ所	設置促進	

子どもの安全の確保

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

NO.	事業名	事業内容	現状	事業目標	
				中間年次 (平成 21 年度)	目標年次 (平成 26 年度)
95	子どもの交通事故防止対策事業	保育所・幼稚園・小学校の通学時間帯に交通指導員やPTA等による交通指導を行う。	実施	継続	
96	交通安全教育・啓発事業	日常生活において交通安全に必要な基本的技術及び知識を習得させるため、講習会や寸劇等による交通安全教育を推進し、啓発活動に努める。	交通安全教室の開催	継続	

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

97	地域防犯活動推進事業	住民の自主防犯活動を推進するため、情報の提供や、関係機関、団体との情報交換を実施する。	実施	継続	
98	子ども 110 番の家等推進事業	「子ども 110 番の家」について、関係機関と協力して、子どもたちが安全に生活できる環境整備に努める。	設置数 1008ヶ所	設置数 1100カ所 (92カ所増)	設置数 1200ヶ所 (100カ所増)
99	街頭巡回指導	児童の非行防止のため、関係機関、団体と連携し、日常の街頭巡回指導やイベント時の街頭巡回指導を実施する。	実施	継続	
100	スクールガード事業	登下校時の子どもたちを見守る学校安全ボランティア(スクールガード)を養成すると共に、その指導を行う地域安全指導員(スクールガード・リーダー)を委嘱し、地域ぐるみの学校安全体制づくりに努める。	スクールガード 1020人 スクールガード・リーダー 3人	継続	

(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

101	児童立ち直り支援活動事業	各種相談員により、家庭及び学校等の関係機関と連携して、被害を受けた子どもに対し、継続的支援を効果的に行う。	実施	継続
-----	--------------	---	----	----

要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

NO.	事業名	事業内容	現状	事業目標	
				中間年次 (平成 21 年度)	目標年次 (平成 26 年度)
102	要保護児童対策地域協議会事業	児童虐待防止に係る協議会の充実・強化を図り、相談支援活動を拡充し、児童虐待の未然防止に努める。	協議会 年 2 回開催 定例的なケ ース検討	継続	
103	家庭児童相談事業	虐待やネグレクトなど、家庭の児童養育に関する相談への指導・援助の充実を図ると共に、要保護児童の支援に努める。	相談員 2 名	継続	

(2) 母子家庭等ひとり親の自立支援の推進

104	婦人相談事業	様々な問題を抱えた女性の相談・指導の充実を図るとともに、関係機関と連携し、配偶者への暴力(DV)の防止に努める。	相談員 1 名	継続
105	母子家庭等就業推進事業	関係機関・団体との連携を図りながら、就業情報の提供など就業支援の推進に努める。	相談指導	継続
106	母子福祉資金等貸付事業	母子家庭等に対し就学資金等を貸し付け、経済的自立の助成と児童の福祉を推進する。	相談指導	継続
107	ひとり親相談事業	様々な問題を抱えた子育て中の母子・父子家庭の親の相談・指導等の支援に努めます。	相談員 3 名 (再掲)	継続

(3) 障害児療育事業の充実

108	療育相談事業	発達の遅れや障害のある子どもとその保護者を対象に「親子教室」などを実施し、療育相談・療育指導を行う。	こども発達 相談センタ ー 保健センタ ー	継続
109	障害児支援事業	「イーハトーブ養育センター」など関係機関と連携し、障害のある子どもの療育指導を支援する。	1ヶ所	継続
110	なかよしキャンプ	特別支援教室で学ぶ子どもと、親・教師がキャンプを通じて交流を図る。	小中学校	継続

第3章 計画の推進

第1 計画推進のための各主体の役割

1 家庭の役割

家庭は社会の基礎集団で、子どもが生まれ育つ基本的な場です。その役割が極めて重要であることから、思いやりや自主性、責任感などを育む家庭機能の充実を図り、地域との連携のもとに、家族が親密なふれあいを保ち、相互に助け合える人間関係の形成に努めることが必要となっています。このことから、具体的には次のような役割が求められています。

父親の積極的な参加により、両親共同で家事や育児を行う。

子どもの発達段階に応じた多様な生活体験をさせるとともに、家庭生活における可能な役割を持たせる。

子どもに乳幼児や高齢者、障害者等とのふれあいの機会を持たせる。

家族ぐるみで各種の地域活動に参加する。

2 地域の役割

地域社会は、子どものみならず、地域に住む全ての人々が日々充実した健全な生活を営んでいくための大切な場です。近隣同士の連帯を深めるとともに、町内会・自治会、女性団体、青年団体等それぞれの地域における各種の組織・団体が相互の連携を保ちながら、家庭や行政では十分果たしえない領域を補い合うなど、地域住民と子育てサークルとの協働による子育てのための相互支援活動に積極的に取り組むことが必要となっています。このことから、具体的には次のような役割が求められています。

近隣がお互いに助け合える人間関係づくりに努める。

子どもたちが参加でき、異世代との交流も図られる様々な行事や活動の機会を提供する。

遊びや活動の場を整備する。

民生・児童委員や子育てボランティア等と連携して地域ぐるみで子育てを支援する。

各種の健全育成のためのボランティア活動や青少年団体活動などを支援する。

3 学校の役割

学校は、子どもたちが成長し人格を形成する過程で、最も重要な時期に極めて大きな役割を果たす場です。豊かな人間性や社会性を十分に育むことができるよう、地域社会や家庭との連携を十分に深めながら、多様な体験を通じて「生きる力」を育む教育の推進に努めることが必要となっています。このことから、具体的には次のような役割が求められています。

- 歴史・文化や自然等とのふれあいの機会を設定する。
- ボランティア活動や青少年団体活動等各種地域活動への参加を促進する。
- 保健医療機関等との連携により、健康教育を充実する。
- 家庭生活等で男女の相互協力や家族の絆などの大切さについての教育を充実する。
- 乳幼児等のふれあいの機会を持たせるなど子育て体験の機会を設定する。
- 子育てに係る地域住民等の活動の場として校庭や体育館等の施設を開放する。

4 事業所等の役割

事業所等は、共働き世帯が増大するなかで、子育て支援についても、その果たすべき役割が一層増大しています。職業生活と子育てを中心とした家庭生活との調和を確保する観点から、就業に関する環境や条件の整備を積極的に推進するとともに、子育てにやさしい環境づくりに向けた自主的活動を展開するなどの社会的な貢献に努めることが必要となっています。このことから、具体的には次のような役割が求められています。

- 勤務時間の短縮や完全週休2日制の実施に努める。
- 育児休業の実施と活用しやすい職場づくりに努める。
- 再雇用制度やフレックスタイム制等の導入に努める。
- 女性従業員に対する母性保護措置等の充実を努める。
- 事業所内保育施設の設置など保育支援に努める。
- 子育てに係る地域住民等の活動の場として、企業等の保有する各種施設を開放する。

5 行政の役割

子育てにやさしい環境づくり対策は、広範な領域や分野にわたることから、行政においては、各担当課が整合性をもって取り組みを進められるよう連携体制の確立を図るとともに、地域の実情に応じ、民間と行政が一体となった着実かつ効果的な施策の推進を図る必要があります。このことから、具体的には次のような役割を推進します。

- 子育てにやさしい環境づくりをはじめとした少子化対策の推進体制の有機的連携を図りつつ、関連施策の総合的、計画的推進に努める。
- 民間の団体等が行う子育て支援に関連する自主的な取り組みを支援する。
- 各種広報活動等を通じて、子育てのすばらしさや家族の絆などが大切な価値として共有される社会を目指し、社会全体の意識改革を図るとともに、少子化問題について理解を求めるなど子育て支援の啓発に努める。
- 子育てについての住民ニーズを踏まえ、適切な子育て支援施策を展開する。

第2 計画の推進体制

1 市の推進体制

地域住民と関係する行政部門の協働のもとに、「子どもが親が地域が育ち子育てに喜びを感じるまちづくり」を理念として、地域全体で子育てを支援していく体制づくりを進めるとともに、県をはじめ関係行政機関や団体等と連携して、地域における子育て支援や子育て相談、また、母子保健対策や思春期対策、さらには児童の健全育成対策等の充実に向けた施策の積極的な展開を図ります。

2 住民と行政が一体となった推進体制

子育てにやさしい環境づくりをはじめとする少子化対策について、地域の実情を踏まえながら、効果的かつ着実な施策の推進を図るため、行政施策の展開と併せ、民間の団体や事業所等の理解と自主的な取り組みを促進するなど、住民と行政が一体となって施策を推進していく体制の整備に努めます。